

愛媛労発雇均 1121 第 1 号
令和 6 年 11 月 21 日

各団体の長 殿



愛媛労働局長
(公印省略)

年末年始における年次有給休暇取得促進について

平素より厚生労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、令和 4 年に 62.1% と、前年より 3.8 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70% とは乖離があります。

このため、愛媛労働局では、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この年末年始における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1) や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(※2) の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布等で御活用いただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌等に掲載いただく等、傘下事業場等への周知・啓発に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレット等を以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年休の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(問い合わせ先) 愛媛労働局雇用環境・均等室
〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階
電話 (089) 935-5222 担当 : 岡本